



の原因を作つたり、道路その他他の公共施設に危害を及ぼしたり、あるいは農業その他の産業の利益をそこなうがこときことのないより、嚴重な監督を加えなければならぬこともまた論議の余地のないところであります。

しかるに、砂利採取については、從来斯業を対象としてこれを規制しましたが、砂利採取は著しく不安定な立場を保護する法規を欠き、河川等を事業場とする事業者は河川法等に基く都道府県令により単に河川等の管理の観点からのみ取り扱われており、その他の地域に至つては全然放任せられている状態であります。公害防止の措置等をも未然に講じ得なかつたのであります。

本法案の提出は、砂利に関するこれらの要請にこたえんがためであります。

第一の点は、採石場管理者を常置して

現場における作業を監督させることで

あります。すなわち、砂利を採取するため他に累を及ぼすがごときことのないよう、不斷の監督とこれに基く適切な処置を講ぜしめようとするものであります。

第二の点は、河川等行政庁の許可を要する土地以外の一般の地域における砂利の採取について、通商産業局長が公益保護のため必要な措置を命ずることができるようにしたことであります。

第三の点は、河川等における採取を許可する際には、砂利採取業の経営の立場を考慮してなすべき旨の規定を設

けたことがあります。それと申しますのは、從来河川等における砂利の採取は、もっぱら河川法等に基く都道府県令によるものであります。往々許可に置かれていたのであります。

第四の点は、一般の土地における探

取に対しても砂利採取のための採石権を認めしたことであります。けだしこれら

の土地における採取については鉱業法や採石法のこととき事業法のよるべきも

のがなく、単に土地所有者その他の権利者との契約によるのはかないため、

その立場はそこから薄弱不安定であ

り、しばしば紛争を生じ、従つて有望

な事業場であつても、みすみすこれを放棄しなければならないかつたり、ある

いはまた採取料の不当な値上げを強要

せられて、結局採取契約の更新が不可

能となる、などの事例が少くないから

あります。

以上本法案の提出理由並びにその内

容に関する概要を御説明申し上げまし

た。何とぞ御審議の上御賛同下さるよ

うお願ひ申し上げます。

なお、つけ加えてお願いしておきた

いと存じますのは、この法案は、本

日衆議院の商工委員会に提案されまし

て、各党共同提案であります。多分本会議

もありまして、一切質疑を省略いたしま

して即時商工委員会を通過いたしまし

て、午後の本会議に提案されることに

なつておるのであります。多分本会議

も通過いたるものと予定しております

ので、通過いたしましたならば、正式

に本院におきましても御審議下さることをお願い申し上げたいと存じます。

わば慢性的不況の状態は放置することを許さなくなつておられますのみならず、過度の競争の結果輸出産業の面においても国家的に多大の損失をみて

いるような状態であります。

今回の安定法改正案の趣旨といたし

まする点は、法律施行後の経験と、最

近における上述のような事態の要請と

提言を願います。

○衆議院議員(小笠公韶君) 中小企業安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案者といたしまして、その

提案の理由を申し上げます。

中小企業の面に対する困難な諸問題につきましては、すでに皆様御承知の通りであります。なかんずく企業が零細であります。なかんずく企業が零細であり過剰であることから生じます

る過当な競争による弊害は、頗るなものとして発動することは、必ずしも実態に合わないので、これを削除し、第一項に基く命令と同様の取扱いによることといたした点であります。

第三は、調整組合及び同連合会の事業範囲を拡張しまして、製品の品質または品種に関する制限を行うことができるようにして、調整活動の強化を行なうことになります。

次に、その主要な改正点の概要を御説明申し上げます。

第一は、法第一条の目的及び第二条の業種指定の要件についてであります。先づ法律適用の範囲を、従来の国内不況の場合に加えて輸出貿易の阻害せられる場合を加え、さらに、これらの場合について次のようく適用要件の措置を講ずることができるようになりますが、何とぞ、すみやかに御審議いただきますて御賛同を得ますようお願い申し上げます。

なお、本法律案の衆議院における審議状況を簡単に御報告申し上げます。

本法案は、明日の午前中の商工委員会で採決をいたす予定になつておりますが、何とぞ、すみやかに御審議いただきまして御賛同を得ますようお願い申し上げます。

なお、本法律案の品種に関する制限は、品種によってはその業種の事業經營に相当の損失を生じ、その産業の存立及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼすおそれがある場合と規定せられております。

本法案は、明日の午前中の商工委員会で採決をいたす予定になつておりますが、何とぞ、すみやかに御審議いただきまして御賛同を得ますようお願い申し上げます。

○衆議院議員(吉野信次君) これで衆議院の議員各位の提案になりました法案を一応説明をせられました。いずれ質疑があるだろと思ひますが、これはこの次に譲りたいと思います。きょうは、何か本会議があるそですか、ただ議員各位から説明を聴取するといふことだけにいたしたいと思います。

○委員長(吉野信次君) それでは次に今度は政府の提案になつたもので、その後新しく委員会に付託になつたものの説明を開きたいと思います。石油資源開発株式会社法案、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一項を改正する法律案、これをまず議題に供します。

○政府委員(島村一郎君) ただいま議題となりました石油資源開発株式会社法案について御説明いたします。

わが国の原油生産量は、現在年間三十四万キロリットル程度であり、国内総消費量に対し5%にも満たない供給率であります。しかし、エネルギー資源または工業原料としての石油の地位は、近づきます。重要な度を加えつつあり、たために石油輸入の外貨支払額は、食糧、織維原料について一億七、八千ドルに及ぶ巨額に達する次第でありますので、国内における石油資源を急速に開発し、その自給度の向上をはかることは、現下における国家的な急務と考えられます。石油の自給度向上につきましては、欧米諸国におきましても從来から國の施策として多大な努力が傾注されており、その成果も目ざましいものがありますが、なかんずく、西独、フランスにおいては、この数年間に、それぞれ三倍ないし、六倍の増産に成功しておるのであります。

従いまして、良好な石油の集油構造に恵まれるわが國のみが、ひとり現在程度の石油生産に甘んずることは、許されないと申されます。よつて、通商産業省におきましては、昭和二十八年九月の石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の答申にかかる石油資源総合開発計画に基き、わが国石油資源の賦存性と埋蔵量を急速に確認の確立により、石油資源総合開発の今

し、もつてわが国における石油の生産を年間百万キロリットルの線にまで高めたい所存であります。が、本法律案は、右の趣旨により石油資源の開発を急速かつ計画的に行う実施主体として、広く石油採掘業者、石油精製業者等の資金の参加を得、政府の半額出資からなる特殊会社として石油資源開発株式会社を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では、会社に対し、必要な監督を行おうとするものであります。

すなわち政府があえて本会社の設立を企図いたしましたゆえんのものは、第一に、石油資源の開発を推進する主體として、國の意思を適確に反映することのできる機関であることを裏づけとして、政府は、常時、会社の株式の二分の一以上を保有することとし、その特殊会社としての性格を支持と監督とを期待し得る会社の設立が望まれたこと。

第二に、わが国における民間石油鉱業が探鉱に投下し得る資金にはおのずから限度があり、またリスクに富む探鉱事業の特殊性からして石油資源の総合的開発を純然たる私企業の運営のみにゆだねることは、資金取得と危険負担の両面において少からぬ困難が予想されたこと。

第三に、石油資源の総合的開発が石油精製業者その他の関連業者に与える直接、間接の利益を考慮すれば、開発に要する資金の一部をこれらの企業の協力に待つことがむしろ適当であり、政府は、昭和二十七年に制定をみましたが、十一年し十五年間の繰り延べ経理起伏が予想される關係上、会社経理の平准化を期する上から、会社がその成立後五年間に支出した費用について法の施行以来、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発し、公共の福祉の増進に資するために、その掘採方法を改正する法律案について御説明申し上げます。

○政府委員(島村一郎君) ただいま本

第五には、会社の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、会社に対しては、その設立、資本の増加、鉱業権の設定等に際し、登録税を免除するとともに、国は、昭和三十年度に限り、探鉱に必要な費用の一部について会社に補助金を交付し、さらには、社債発行限度の特例を規定することにより資金の確保に遺憾なきを期しました。

第一には、会社の目的が石油資源の開発を急速かつ計画的に行うことにある旨を明記し、会社の事業を、石油資源の探鉱、石油及び可燃性天然ガスの採取及びその販売並びに会社の目的達成に必要な事業に限定いたしました。

第二には、本会社が國の意思を適確に反映することのできる機関であることに裏づけとして、政府は、常時、会社の株式の二分の一以上を保有することとし、その特殊会社としての性格を明瞭にするとともに、会社の設立に際し、政府は、その所有する帝国石油株式会社の株式を現物出資することを規定いたしました。

第三には、会社の役員に関して、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役の業務の執行が、他の関連企業等との関係によって當を失することのないよう、特に必要がある場合のほかは、兼職を制限いたしました。

第四には、会社の営む事業が石油の探鉱を主體とするものであり、その事業遂行には、一面において少からぬリスクがあるが、一方で、石油の品質表示法第百五十六条第六項の規定に基き、工芸品検査所の出張所の設置に関する件も、どちらかお願いします。

○委員長(吉野信次君) ほかに御質問もむろんあると思いますが、ほかに政策を削除し、またこれに伴う関係規定の整理を行い、ここに石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を提出することといたしました。

第六には、以上と表裏して、会社の取締役等の選任の決議、合併及び解散の決議、事業計画等の設定及び変更、定款の変更、社債の発行、利益金の処分、新株の発行、重要な財産及び鉱業権の譲り受け等については、通商産業大臣の認可及び監査等国が監督を行うこととし、右のうち所要事項に関する規定いたしました。

第七には、会社の役員に関して、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役の業務の執行が、他の関連企業等との関係によって當を失することのないよう、特に必要がある場合のほかは、兼職を制限いたしました。

第八には、会社の営む事業が石油の探鉱を主體とするものであり、その事業遂行には、一面において少からぬリスクがあるが、一方で、石油の品質表示法第百五十六条第六項の規定に基き、工芸品検査所の出張所の設置に関する件も、どちらかお願いします。

○政府委員(島村一郎君) ただいま本

第五には、会社の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、会社に対しては、その設立、資本の増加、鉱業権の設定等に際し、登録税を免除するとともに、国は、昭和三十年度に限り、探鉱に必要な費用の一部について会社に補助金を交付し、さらには、社債発行限度の特例を規定することにより資金の確保に遺憾なきを期しました。

第一には、会社の目的が石油資源の開発を急速かつ計画的に行うことにある旨を明記し、会社の事業を、石油資源の探鉱、石油及び可燃性天然ガスの採取及びその販売並びに会社の目的達成に必要な事業に限定いたしました。

第二には、本会社が國の意思を適確に反映することのできる機関であることに裏づけとして、政府は、常時、会社の株式の二分の一以上を保有することとし、その特殊会社としての性格を明瞭にするとともに、会社の設立に際し、政府は、その所有する帝国石油株式会社の株式を現物出資することを規定いたしました。

第三には、会社の役員に関して、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役の業務の執行が、他の関連企業等との関係によって當を失することのないよう、特に必要がある場合のほかは、兼職を制限いたしました。

第四には、会社の営む事業が石油の探鉱を主體とするものであり、その事業遂行には、一面において少からぬリスクがあるが、一方で、石油の品質表示法第百五十六条第六項の規定に基き、工芸品検査所の出張所の設置に関する件も、どちらかお願いします。

○委員長(吉野信次君) ほかに御質問もむろんあると思いますが、ほかに政策を削除し、またこれに伴う関係規定の整理を行い、ここに石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を提出することといたしました。

第六には、以上と表裏して、会社の取締役等の選任の決議、合併及び解散の決議、事業計画等の設定及び変更、定款の変更、社債の発行、利益金の処分、新株の発行、重要な財産及び鉱業権の譲り受け等については、通商産業大臣の認可及び監査等国が監督を行うこととし、右のうち所要事項に関する規定いたしました。

第七には、会社の役員に関して、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役の業務の執行が、他の関連企業等との関係によって當を失すことのないよう、特に必要がある場合のほかは、兼職を制限いたしました。

第八には、会社の営む事業が石油の探鉱を主體とするものであり、その事業遂行には、一面において少からぬリスクがあるが、一方で、石油の品質表示法第百五十六条第六項の規定に基き、工芸品検査所の出張所の設置に関する件も、どちらかお願いします。

○政府委員(島村一郎君) ただいま本

第五には、会社の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、会社に対しては、その設立、資本の増加、鉱業権の設定等に際し、登録税を免除するとともに、国は、昭和三十年度に限り、探鉱に必要な費用の一部について会社に補助金を交付し、さらには、社債発行限度の特例を規定することにより資金の確保に遺憾なきを期しました。

第一には、会社の目的が石油資源の開発を急速かつ計画的に行うことにある旨を明記し、会社の事業を、石油資源の探鉱、石油及び可燃性天然ガスの採取及びその販売並びに会社の目的達成に必要な事業に限定いたしました。

第二には、本会社が國の意思を適確に反映することのできる機関であることに裏づけとして、政府は、常時、会社の株式の二分の一以上を保有することとし、その特殊会社としての性格を明瞭にするとともに、会社の設立に際し、政府は、その所有する帝国石油株式会社の株式を現物出資することを規定いたしました。

第三には、会社の役員に関して、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役の業務の執行が、他の関連企業等との関係によって當を失すことのないよう、特に必要がある場合のほかは、兼職を制限いたしました。

第四には、会社の営む事業が石油の探鉱を主體とするものであり、その事業遂行には、一面において少からぬリスクがあるが、一方で、石油の品質表示法第百五十六条第六項の規定に基き、工芸品検査所の出張所の設置に関する件も、どちらかお願いします。

○委員長(吉野信次君) ほかに御質問もむろんあると思いますが、ほかに政策を削除し、またこれに伴う関係規定の整理を行い、ここに石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を提出することといたしました。

第六には、以上と表裏して、会社の取締役等の選任の決議、合併及び解散の決議、事業計画等の設定及び変更、定款の変更、社債の発行、利益金の処分、新株の発行、重要な財産及び鉱業権の譲り受け等については、通商産業大臣の認可及び監査等国が監督を行うこととし、右のうち所要事項に関する規定いたしました。

第七には、会社の役員に関して、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役の業務の執行が、他の関連企業等との関係によって當を失すことのないよう、特に必要がある場合のほかは、兼職を制限いたしました。

第八には、会社の営む事業が石油の探鉱を主體とするものであり、その事業遂行には、一面において少からぬリスクがあるが、一方で、石油の品質表示法第百五十六条第六項の規定に基き、工芸品検査所の出張所の設置に関する件も、どちらかお願いします。

○政府委員(島村一郎君) ただいま本

類が増加するとともに、各種の繊維の混紡あるいは交織製品が生まれ、繊維製品の種類は複雑となり、その識別がはなはだ困難になつてきております。各種の繊維は、それぞれの特色を持ち、そのすぐれた特質を生かすことは繊維製品の消費者にとって最も大切なことであります。このためには消費者が容易に繊維製品の内容を知り得ることが必要であります。

しかるに、以上のように繊維製品の識別が困難な実情にありますので、繊維製品の内容を適当な方法によつて表示することが消費者の利益を保護するためには最も大切なことであり、これが一般的の強い要望になつて参つております。政府は、この要請に対し数年来消費者保護の見地から所要の法的措置を講すべく検討を加えてきておりますが、ここにその成案を得ましたので、法案として上程いたすことになったのをさせます。

本法案は、全文十四条から成り立つておりますが、その中に規定いたしておきます骨子は次の通りであります。

まず第一に、重要な繊維製品についてその品質を示す名前と、その名前で示す繊維製品の内容を明らかにしておきます。

第二に、繊維製品の製造業者、販売業者等が、きめられた名前を使用して繊維製品を表わす場合には、必ずきめられた内容のものでなければならぬことにし、正しくない表示をすることを禁止しております。

第三に、繊維製品の表示につきましては、もとより業界の自発的措置によって適正な表示が勧行されることを期待いたしますが、業界の

自主的な措置のみによつては、あるいは表示が励行されず、あるいは正しくない表示が横行する等表示の秩序が混乱して、消費者に不測の損害を与える等の措置を講ずることにしております。

さらに、本法の適用いかんは製造業者、販売業者、消費者等々に影響するところが少くありませんので、運用の慎重を期するために、繊維製品品質表示審議会を設置して、この審議会の活用によつて円滑適切な運用をはかることを期待しております。

以上が本法案の骨子であります。各案については今後逐次御説明申し上げるつもりでございます。

何とぞ御審議の上御賛同をよろしくお願いいたします。

次に工業品検査所清水出張所設置に関する提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基きまして、工業品検査所の出張所設置について、国会の御承認をお願いするものであります。

工業品検査所は、輸出品取締法に基づく輸出品の検査等を行なつておるのであります。が、現在本所を東京に、支所を大坂外二カ所に、出張所を横浜外五ヶ所に設置しております。

今回出張所を設置しようとする清水市は、逐年輸出が伸張しつつあるので、清水港を控えており、工業品検査所の所掌する検査品目に属する貨物であつて同港から輸出されるものは、そ

の金額において昭和二十九年度には約十億円に達し、今後における發展もまた予想される次第であります。

しかるに、現在は、清水市には工業品検査所の出張所が設置されていないため、やむを得ず東京または名古屋より一々出張して立入検査を行い、また米国向輸出品に対する原産地証明検査を実施しておるのであります。この出張検査は、昨年度百二十九件に達したのであります。が、清水港の輸出件数に比較いたしますと、なおきわめて不十分であります。

かかる状態を放置しておきますれば、清水港より輸出される商品の品質を維持いたることは、まことに至難であり、ひいては海外における本邦輸出品全般の声価を害するおそれがあるのです。よつて、清水市に工業品検査所の出張所を開設いたしまして輸出品取締法に基づく輸出品の検査を能率的に実施せしめたいと考える次第であります。

なお、この増設につきましては、さしあたり職員の配置を三名前後と予定し、現行予算の範囲内で、検査業務の運営をはかることとしております。

清水出張所増設の理由は、以上の通りであります。が、今後における輸出貿易の健全な发展を期すため、ようしく慎重御審議の上、御承認を賜わらんことを切にお願いする次第であります。

○委員長(吉野信次君) 以上で政府の提案されたものの説明が一巡終りました。御質問があれば御質問をお願いしたいと思います……。

○委員長(吉野信次君) それでははよつ  
とこの時間を一つさきまして、実はき  
のう委員長理事打合会を開きましたて今  
後の委員会の運用についていろいろ協  
議願つたのであります、その一つ  
に、石炭合理化法案については、衆議  
院と同じように、こちらの方でも現地  
に出向きまして意見を各方面から聽取  
する必要があろうという意見が出来まし  
て、理事会におきまして、これに要す  
る経費だとか、あるいは派遣人員など  
を勘案いたしまして福岡で聞くこと、こ  
ういう申し合せをいたしたのであります  
が、その概略を一つ専門員から説明  
をさせます。

○専門員(山本友太郎君) お許しほ  
まとして一応御説明申し上げますと、昨  
日の理事会でお詰り願いました件に大  
体のつとりまして一応の案を作つてみ  
たのでござりますが、七月の十八日月曜  
日に午前十一時羽田を立つていただき  
まして、ちょうどそれが十四時三十分  
に板付に着きます。自動車で福岡に向  
つていただきますと約一時間弱で到  
着いたしますので、十五時過ぎに福岡  
着ということにならうかと思います。  
その日の時間を利用いたしまして福岡  
通産局長及び福岡県知事と御懇談を願  
う、これが第一日の日程でございま  
す。第二日は翌七月十九日火曜日午前  
九時から石炭鉱業合理化臨時措置法案  
に關しまして現地側の参考意見を聴取  
する会合を開催していただく。それで  
終りまして翌さらばに七月二十日の朝福  
岡を出発帰京していくだけ。大体こう  
いう予定でございまして、昨日のお申  
し合せによりますと、大体各派御一名程  
度の先生方にお出ましを願うといふことで、事務局といつしまして各派にお

○藤田進君 これは衆議院も二班に分かれて現地参考人の意見を聴取に出るというのですが、それとはから合いませんか。

○専門員(山本友太郎君) 御説明申し上げます。衆議院の方では七月の十六日土曜日に福岡にお出かけになりますて、十七日の日の日曜日に同題旨のような御懇談会がございまして、十八日には福岡の付近の非常に近いところの炭鉱をちょっと見て、同日夕方の飛行機でお帰りになるということでございまので、一日ずらしましてそれとダブらないように参議院側の意見聴取の日を十九日とした。従つて衆議院側が終りましたあとへちょうどそれ違いのように出かけていくとというような日程を一応組んでみたわけでございます。

北海道の方につきましてはこちらの方では一応昨日の理事会でもこの際は割愛しようというので、これは組んでおりませんので、これは問題ないと思いますが、福岡の方はそういうふうな状況になつております。

○藤田進君 そうすると、地方では衆参両院大体同じようなお客様などと思つていろいろ心配するでしょうが、一日ずらしても引継ぎになるわけですね。地元としては、ことに十八日

詰り御連絡申し上げましたところだいままでに、大体自由党といたしましては深水六郎先生、緑風会は山川良一先生、左社会党の方からは小松正雄先生、民主党からは白川一雄先生、大体の御都合がよろしいやに御連絡をいただいたわけでございます。以上でござります。

の日はダブルだらうと思ひます。

現地の方は連絡済みでしょらか。

○委員長(吉野信次君) ちょっとと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

それでは現地の視察の件ですが、格別の御意見もないようですかから、一応理事会の申し合せ通り決定することに

して御異議ございませんか。

○委員長(吉野信次君) 御異議ないと認めます。あと事務的な折衝をこれからやつていきたいと思います。

○委員長(吉野信次君) 御異議なしと呼ぶ者あり。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

ついでに七月の二十一日木曜日に、輸出入取引法の一部を改正する法律案の参考人として一人ばかり呼びたいと思いますから、その交渉によつてはあるいは本人でなく、代理が出来るといつたのでありますから、その辺の交渉は一つ委員長におまかせを願いたいと思います。

○委員長(吉野信次君) そういうふうに取り計らいます。

そうして当日は午前十時から始めますから、どうかそのつもりで御協力を願いたいと思います。速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

それでは工業品検査所の出張所の設置に因し承認を求めるの件、これは事

柄が簡単のようですから、もし御異議がございませんでしたなら、これを議題に供しましてこれを採決したいと思

います。

○豊田雅蔵君 清水出張所の所管区域と検査品目、その点を明らかにして下さい。

○政府委員(岩武照彦君) 所管区域は静岡県全部でございますが、ここで出ます輸出品で工業品検査所関係のおもな品目は、木製品と竹製品程度でござります。

○豊田雅蔵君 枝橋類などはやらないのですか、茶などか……。

○政府委員(岩武照彦君) 枝橋並びに茶の方はこれは輸出額が特に多いわけあります。これは、これは輸出額が特に多いわけ

あります。これは、これは輸出額が特に多いわけ

○豊田雅蔵君 そうすると、今あげられたよな検査品目について全部検査

するといふことになるんですか。

○説明員(近藤晴夫君) とりえず三

人程度駐在させてやりたい、かように考

えておりますが、並びにまた新設の事務所でもあります。それで、検査器具等

がほとんどまだございません。それで機械金属あるいは化学製品といふよう

なものは、いわば検査器具をもつてやらなければ検査できないような商品

は、とりあえずできません。それで目視

検査といいますか、大体目で鑑定して

形狀、色彩あるいはその他傷があると

かないとかわかる程度の日用雑貨をと

りあえずやるつもりであります。

○豊田雅蔵君 聞きたいと思うのは、

約十億円になるといふのはどういう品目について十億円になり、そのうちさ

しあり検査するのはどういう品目で、その金額はどういう程度になるの

ですかという点についてはつきり聞いておきたい。疑問を持つのは、検査品目について十億円になり、そのうちさ

しあり検査するのはどういう品目で、その金額はどういう程度になるの

ですかという点についてはつきり聞いておきたい。疑問を持つのは、検査品目について十億円になり、そのうちさ

しあり検査するのはどういう品目で、その金額はどういう程度になるの

ですかという点についてはつきり聞いておきたい。疑問を持つのは、検査品目について十億円になり、そのうちさ

しあり検査するのはどういう品目で、その金額はどういう程度になるの

ですかという点についてはつきり聞いておきたい。疑問を持つのは、検査品目について十億円になり、そのうちさ

しあり検査するのはどういう品目で、その金額はどういう程度になるの

ですかという点についてはつきり聞いておきたい。疑問を持つのは、検査品目について十億円になり、そのうちさ

の総額は、実は今正確にはじいておりませんけれども、約二億円程度でござります。

清水は検査員がせいぜい三人程度、それから現在検査するために必須

しますと十億円のうちせいぜい二億円

程度のものを取り扱うということであります。

○説明員(近藤晴夫君) 品目は木製品、竹製品、それから釣針、それからゴム製品、ガラス製品、アルミ板製品、その他の

うちの二億円ぐらい、品目はどういうものか、それを明らかにしていた

だときたい。

○説明員(近藤晴夫君) 品目は木製

品、竹製品、それから釣針、それからゴム製品、ガラス製品、アルミ板製品、その他の

うちの二億円ぐらい、品目はどういうものか、それを明らかにしていた

だときたい。

○説明員(近藤晴夫君) みな網を張れば十億円になる。それを人が少いか

ら、とりあえず……。

○説明員(近藤晴夫君) 東京及び名古屋の方から出かけまして、検査をする所に行って從来通り検査をする……。

○説明員(近藤晴夫君) が、あなたの品目は静岡なら静岡の検査所に行つて從来通り検査をする……。

○説明員(近藤晴夫君) 官の説明では、清水港から輸出するものが、昭和二十九年度に約十億円、この

う説明をされた。清水港からとちや

んと言われた。今の説明と違うのじや

ないですか、どうでもいいようなものだけれども、政務次官のさつきの

提案の説明には、清水港から昭和二十九年度において約十億円出た、こう言

われたものだから豊田君が、それは金額が多いから、何がそんなに出るのだ

と、こういうことであろうと思う。今

○説明員(近藤晴夫君) そうでござい

ます。清水は検査員がせいぜい三人程度、それから現在検査するために必

要な器具、その他のやゆる検査器具が

ないものでありますから、とりあえず

は先ほど申し上げました日用雑貨のみ

を限つて検査をいたします。そういた

程度のものを取り扱うということであ

ります。

○説明員(近藤晴夫君) みな網を張れば十億円になる。それを人が少いか

ら、とりあえず……。

○説明員(近藤晴夫君) 念を押しておきます

が、あなたの品目は静岡なら静岡の検査

所に行つて從来通り検査をする……。

○説明員(近藤晴夫君) それでいいだ

ら、とりあえず……。

○説明員(近藤晴夫君) が、あなたの品目は静岡なら静岡の検査

所に行つて從来通り検査をする……。

○説明員(近藤晴夫君) それでいいだ

ら、とりあえず……。

○説明員(近藤晴夫君) それでいいだ

ら、とりあえず……。

○説明員(近藤晴夫君) それでいいだ









好になつて、非常に判断に苦しむのでありますけれども、石炭協会で出しておる資料を見ますと、一年でトン当たり六百八十七円も原価を下げる採炭もできたという資料も参つておるのでござりますが、幸いにして今度の合理化法案といふものが結果を上げて、石炭の値段をさらに下げる事ができた場合には、結果において採算上油を使うのも石炭を使うのも、大差がないのだということになれば、従来あるボイラの一時の資金の融資等をもつて全面的に石炭を使う方に切りかえる限界ができてくるのではないかといふような考え方もしながらこうやって研究しておるわけなんです。どうもその石炭の方が合理的で値が下るといふのは、果してどの辺まで下るかといふのがわかれわれ今後非常に研究しなければならない点ではないか、また重油というものをイージー・ゴーイングで使わんでもいいものを、どの程度にいっておるかといふ限界点を見つけなければならぬのではないか。聞くところによると製鉄なども重油を使つたために、トン当たり銑鉄で一千円から安くなるといふことがありますと、これはやはり輸出産業であるならばあまり石炭といふものにこだわつてはならない。つまり限界点があるのではないかというような点を総合的に見ながら考えてみると、今のような点も比較的大事な数字になつてくるじゃないかといふのでお尋ね申したわけなんんで、まあそちらの諸種の資料からそういうものができますれば教えていただきたいと、こういうふうに願つておきます。

○藤田進君 これは当初行政指導であるまでもいきたいということでありましてね、ここで重油を使はべく奨励せられてきた過去の事態から、昨年あたりから特に重油を規制するといふ転換があつて、しかもそれはあくまでトラブルのない行政指導でいきたいといふ、古池さん政務次官のときもしばしばそういう話を聞いていたわけですね、この委員会でも。その行政指導ではうまくいかなくなつた。一方石炭企業についてもかような実情というのがあるが、この立法の動機だと思うのですね。従つて国民生活にかなりの無理が生じてくるだろう。今指摘された白川さんの御意見はその通り国民生活に、たとえば重油でいえば単価が上るかもしれない。企業が犠牲になるか単価が上つてそれだけ苦しくなるかといふものだらう。本来ならば行政指導の範囲が限界だらうと私は思うのですが、そういう点についてかなり無理があるのでないかと思うわけです。なければないとおっしゃればいい。

通産大臣の許可が要ると、こう書いてありますから、この点との関連でどう解釈されるのか、説明を聞いておきたいと思います。

○政府委員(川上篤治君) 行政指導と、この法律がどういう違いがあるかという問題でございますが、まあ私の方としましては、大体この法案に盛られておるような考え方で、またこういう方針で行政指導をして参つておるわけでございます。ただ、たとえばこの中で新設については別に従来行政指導は特別にやつておりますけれどもしかしながらそぞういう新設をしないように、既存のものに対して極力重油について配給するようないとうようなことで、この元売り業者なり、あるいはまた特約店に対しましてそういう指導をやつておるわけでございます。それからまた石炭から重油ボイラーに切りかえましても、私どもの方としてもこれは重油を差し上げるということができるかもしだれない。またそういうものに対しても極力重油は出さないようになつてしまいたいということです。これまた元売り業者なり、あるいは特約店を通しまして、指導をしておるわけでございます。それから既設のボイラーを持つておるところでもありますし、特にその大口工場に対しましては、これは中小企業に対しましては、われわれといたしましても、やりません、ただ量的に見まして、そこ大きなものはございませんので、われわれとしましては、従来から大口工場に対しまして、そういう行政指導をやつておるのでありますが、そういう

大口工場に対しましては、いわゆる既存の工場に対しましても、標準購入量というものは各工場別にきめまして、それは月々の購入量であります。これは元売り業者に対しましても、それをきめまして、そして各工場に対しまして、それを通知し、またそれに対する措置として、販売特約店なり、あるいは元売り業者に対しましても、どこの工場に対しましては、こういう月においては標準購入量を指示しておいたから、この程度に販賣してやってもらいたいというようなことで、これは従来から押えておるわけでござります。それから同時にこの第四条の規定につきましては、従来重油ボイラーや石炭力を持つておりますし、そして切りかえてもちつとも差しつかえないのではないか。たとえばセメント工場のごときにおきましては、相当最近におきましては、採算もいいし、また切りかえる点につきましても、資金的な面でも十分ではないかというふうに考えられますし、また切りかえてみても、石炭を使いましても、コストに及ぼす影響というものはそれほどない、大きなものではないというような、そういうものに対しましては従来からもこれを切りかえるようにという指導をして参っておりまます。それから第六条に規定しております重油の出荷または販売価格に対しましては、適當な必要な指示をするという問題につきましては、たとえば水産関係につきましては、昨年の四月から重油についての価格についてとにかくあまり上げないよう、それから量を確保するようにと、いうような特別な指導をやつております。特にこの四月一日からは鯨油につきましては、各漁港別の価格も指示い

たしまして、それから漁港別の数量も  
指示いたしますして、そらしてそれが適  
正に販売されるようになつて、また適正価格  
で販売されるようにといふ指導をして  
参つておりますので、この法律により  
まして従来の行政指導と非常に違つた  
ものには、実はしてないわけでござ  
いまして、従来の行政指導を、これを  
法律化したというふうに私は考えてお  
るわけでございます。ただ従来の行政  
指導と、それからまたこの法律と、そ  
れではどういうふうにしかば違らか  
といふ問題になりますと、私ど  
もの方としましては行政指導といふや  
うなことになりますと、やはり  
法的なパックがなければなかなかやれ  
ないのでないか、現にだんだん窮屈  
になつて参りますといふと、われわれ  
行政官としては行政指導の限界があり  
まして、これは具体的にもときどきそぞ  
いう問題にぶつかつて非常に困つてお  
りますので、何とかして法的な、法の  
パックをもつて一つやりたいといふよ  
うな考え方をもつて、こういう法律を提  
出したわけでござります。たとえば第六  
四条にしましても、あるいは第六条でもわ  
れわれの行政指導といふものを認めて  
おるのだといふような点もあります  
で、やはりこの法律を出しましてその  
私どもとしてもなかなか行政指導はや  
りにくくといふような点もあります  
てわれわれは行政指導をし、また法律

に基く行政指導なり、あるいは行政処分をしていくのだというようなことにしたいために、この法律を実は出しておるわけでございまして、これは私も約一年以上にわたりまして行政指導をやっておりますけれども、古池先生が政務次官の時分からずっとやつておられます、行政指導というのは実際なかなかむずかしいのでありますし、なかなか簡単にはいきませんので、やはり法のバックをもつて私どもどうしてもやらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

それから第二の問題は、ちょっとよく私わからなかつたのですが……。

○藤田進君 簡単に言いますと、第二条の設置制限について、「次の場合は、この限りでない」というふうになつて、四までは制限から除外される。この場合は、これは許可とかそういうことでなしに、従来通りなのか、これが一つ。なかんずく同一構内にあるはこれに準ずる区域内、こうなつている場合、増築してそこに設置する場合、これは当然同一構内になるのだが、これは、しかし本質は新設になる、そういう場合はどうなるか。増築などした場合の、構内の扱い方ですね。

○政府委員(川上昇治君) 一から四までにつきましては、こういうものはこの限りでないということになつておりますので、これは既設のものはちつとも差つかえない、また新設のものにつきましても、こういふものは差しつかえないというわけござります。それから同一構内のものにつきましては

○藤田進君 だから増築した場合でも移設と認めますか。その解釈運営としてはAの地点にあったものをBの地点に移す、それは構内が拡張されたわけです。

○政府委員(川上高治君) それは移設じゃないと思いますのでやはりひつかつてくるかと思いますが、これはちょっとと……。

○藤田進君 同一構内と認めないわけですか。最近火力発電所の場合みんな増築しているわけですね、同一建物になってしまうわけです、そういう場合の扱いが……具体的に申し上げると。

○政府委員(川上高治君) 増設の場合は改造なんかを伴う問題が相当あるのじゃないかと思うのですが、やはり改造という点になりますと第三条によつてひつかることになります。やはり制限されるというふうに考えておるのあります。

○藤田進君 ちょっととその点は時間がないですから後日に譲りますが、次に五の場合で「省令で定める」とあるが、およそどういうことになりますか。私の考えでは、一から四までといふようなのも結局省令に譲つてよさそうに思われるが、それがわざわざ五に出てきて、五項目でイ、ロと書いてあって、そのところが同一の趣旨のようにも思つたが、特に別にしてあるのは、そこはニアランスが違うと思うのですが、具体的に二、三例をあげるとどういう内容ですか、省令は。

○政府委員(川上高治君) 一から四までものにつきましては、これはどうぞ

してもやはり重油を使わなければならぬだらうと思うものにつきまして並べてあるわけなんであります、五のイ、口につきましては、これはなるべく認めたくないけれども、どうしても具体的なケースについてやむを得ないといふようなものについては通産大臣の許可を受けて認めてやるというわけでございまして、口の中では、たとえば、これは実際やりたくないのですけれども、が、具体的にこれはよく調べた上でないといとわかりませんけれども、あるいは在日公館とか、あるいは駐留軍の宿舎のボイラーでありますとか、あるいはまたさつき話がありました電力設備の中の新鋭火力設備でありますとか、あるいは農村関係でどうしてもこれでなければいいかんといふような特別なボイラーといらうよしなそいものについてはこれは許可によつて認めてやろうとする、といふ考え方でござりますけれども、これはきわめて私の方としましては限定してやりたいといふふうに考えております。今申し上げましたように、一から四までのものにつきましては、これは全体としてそういうものはやむを得なんだらうというようなもの、五については、実際はやりたくないけれども、個々の例に当つて通産大臣の許可をうてどうしてもやむを得ないものは認められてやうと、こういふようなものに考えております。

趣旨としては、やはり重油の消費量が非常に膨大なものになるのを規制するといふのが本来の趣旨だらうと思われるわけですが、法文上はそういう点は出てこないわけで、研究、試験、こういったものは三号に書いてあるが、比較的小さなものです。これも新設は四号までに該当しない限り五号でいくことになるわけですが、そういう規模についての若干の考慮があるかどうかという点が一つと、最後にもう一点は、石炭企業についても将来現状であつてはならんと思いますし、あるいはまた社会事情で石炭が昭和二十七年のよう枯渇していくときもあり得ると思うわけです。これは労使関係の問題からもあり得るでしょうし、いろいろな要素からあり得ると思いますが、この法案を見ると十年以内を一応目途にしている以上臨時措置法としてもかなり長期的なものだと考えられるので、そういう場合に石炭に対して政府が補償ができる、まず石炭とその価値について、そういう現状にあってドライバーが使えないといふこの法律に対する無理ですね、そらをどういうふうに御解釈なのか、その点もあわせて伺つておきたい。

ないといふことではございません。それから十年以内といふ問題であります。それは石炭鉱業におきましては五年といたることになつておりますけれども、大体石炭鉱業の合理化法案によりましてその効果がだんだん現われて参りまして、その効率が下つてこの重油の方と競争のでき得る状態に達するのは大体五年を過ぎてから六年、七年ごろではないかといふふうに考へておられます。が、重油につきましてはあまり早く、とにかくそれが転換……あまり期間を短かくしておきますと、うと、もうそろそろなくたつていいじゃないかといふふうなことになりますと非常に困りますので、大体石炭の効果の現われるとの歩調を合せまして十年以内といふことにいたしたわけござります。

合にどうするのか。ボイラーや重油についてこれだけ規制をして法律で罰金

いう無理が生ずるのではないかと思われるわけですが、そういう点をどう切り抜けていかれますか、そういう事態に対して。

○藤田進君　この点研究していただきたいと思います。別個の処置が過去にあったので、どう切り抜けるか、かなり無理な法律になるような気がするので、これは一つ統じて、あらためてお

○河野謙三君　そうしますと、筋としては全漁連に外貨の割当をすべきじゃない、しかし今までの油の市価といふものはあなたの方から見ても不當に高かった、これに対して消費者の団体が程度販売をさせるということにいたしましたわけであります。

○河野謙三君 そうすると、あの措置をとつたことによつて市価を安定させようといふねらいがあつたわけですね。

○政府委員(川上爲治君) あの措置につきましては私どもの方としましてはやはりどうしても市価を安定させるこ

○前田重久（）：貴重な、そのお話を伺ふ。石炭の生産が落ちてむしろ石炭の価格がだんだん上ってきて、そういうようない場合にはどうなるかという問題でございますが、私どもの方としましては、この石炭合埋化法案等によりまして石炭企業の合理化をしてだんだんコストを切り下げて、そして値段も下げるようにして、同時にまたこの重油の方と十分太刀打ちができるような状態ににするために、一面におきましては、重油の需要の急増に対しまして重油の配給の規制をやつて、そろして調整をして行こうといふような考え方でやっておるわけですが、今先生がおっしゃいましたよんな、かりにそういうふうな事態が起る場合におきましては、これはまたその場合においてわれわれとしてはそらいろよくなことはではなくて、石炭がだんだん下り、そして重油のかわりに石炭を使って十分何とかやっていける、しかも無理に石炭の値段を下げるのではなくて、合理化によつて下がられたのだというようないふな状態になるようにならざるを得ない。ましてはその際別途な措置を講ずるよ

○河野謙三君 ちょっと、私はこの機会に御説明いただきたいのですが、例の全漁連の外貨割当というのは、あなたは、何か業界新聞を見ますと、徹頭徹尾反抗しておられたようですが、それとも何か屈服するだけの理論的な裏づけが出てきませんか。どういうわけでああいうことになつたのか。この経過をこの機会につ聞かたい。

われ権限をもちまして、ほんとうに沖  
みますと、一面におきましては現在沖  
の値段が高いということはいろいろ  
われておりますし、それからまたわれ  
製賓がどれだけほんとうに高く、ど  
れだけが適正であるか、あるいはまた  
販売経費がどれだけが適正であるかと  
いうことは十分現在の法的なバック  
よりましてはつかめないというような  
状態にありますので、何かこの際特別  
な措置を用いて配給するというよくな  
ことによって一方ある程度の量につき  
ましては値段を安くして、一方の一般  
の市場価格を牽制するということをも  
思考されるんじやないかということ  
もいろいろ考えまして、これは衆議院の  
におきましては各党全漁連に対しま  
て外貨を割り当ててくれという強い要  
望もありましたけれども、私どもと一  
ましても外貨の割当そのものはしな  
いけれども、何か特別のたとえばひふ  
つきで配給するというようなそういう  
特別な措置をとつて、そして今申し上  
げましたようなことをやることも一つ  
の方法ではないかといふふうにも考  
られましたので、最後におきまして私  
はそういう方法をとつてもやむを得ない  
かろうというわけでひもつきと申しま  
すか、外貨は輸入業者に割当をします  
けれども、それを全漁連を通してある

ある立派な大臣の「仕事は正直だ」という言葉が、この法律が通るに直すためには直接どうしてもわれわれの団体に外貨の割当をもらわなければいかぬ、この主張に対してもあなたの方は同意した、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○政府委員(川上鶴治君) 値段が不平に高いという点ですが、不平に高い、どうかという点については私の方でもつとよく調べてみたいと考えております。私は特にこの法律が通りますればこの法律で調査の権限を与えらるりますので、私どもの方としてはもう、詳細に調査してみて、果して不当に交いかどうかという点については調査して結論を得たいと考えておりますがしかし現在の石油の価格が、やはり適正価格であるかという点になりますと、私自身も適正価格であるとは言えないと、いうふうに考えております。でもからある程度やはり高いのじやないります。従いまして、私はやはりこの際ある程度のものをとにかく全漁連というような一つの系統機関を通して配給することによって市価を牽制するということも値段を下げる一つの手法ではないかといふふうに考えましたので、これは各党各方面からの非常な要望もありましたので、そういう措置をとったわけでござります。

○河野謙三君 不本当に高くないけれども、不適正だとあなたの方で認めて、不適正な価格を牽制する意味において、あいの措置をとった。こういうふうな牽制措置は全漁連の割当にはない、と思います。全漁連というのは理論的に、消費者たれども必ずしも消費者じゃありません。これは単なる流通過程の一段階です。それならば石油の販売業者と同様に外貨の割当をするこよによって……、ちょうど通産省が過去において、砂糖において、全購連に割り当て、パンの組合に割り当て、菓子の組合に割り当て、教員組合にも割り当て、炭労の組合にまで割り当てて、そういうことによつて砂糖の精製業者なり、パンの組合なりは油の販売組合に該当する、中小企業だ。こういうふうな組合はある、どうしてそういうふうな組合に外貨を公平に割り当てるかと云ふことは、またもう一ぺん考え方を直さなければならぬと考えております。



ますように、特約店といふものは、これは中小企業者でございます。かつまた、口銭等におきましても、そうよけいとつていいので、どうしてもこれで、この際早急に——元売り業者が大体どれくらいとにかくマージンを取つておるか、あるいはコストがどれくらいかかっておるかという点を調べた上で、どうしたことになりますと、おそらく今までの、この際はそういう点を十分考えまして、そろして負担がその特約店といふ小さなものにからぬよう元売りの方でも相当な負担をするよう私の方では持つて行きたいというよう考えます。それからまた、この七百円下げといふのは、果して適正であったかという点についても、これは私の方ではもう一ぺんよく検討し直して、もつとこれを下げるようを持って行きたい。しかもそれを下げる場合におきましては、なるべくこれは精製業者なり元売り業者、いわゆる世間が一番もうけているじゃないかといふ方面に私は負担をかけるよう持つて行きたいというよろに考えております。

になつたと、いうことでなければむちや  
だと思うのですよ。今聞いてみると、  
この七百円をだれが負担するかといふ  
ことについて、まだ、いまだに明確な  
通産省の具体案がないということになると、  
私はおかしいと思うのです。現  
在の段階ではこの七百円というも  
のが、元充りが幾ら、販売店が幾ら、も  
しくはもつとさかのぼって、精製業者  
が幾らというような負担の率といふも  
のはもう出してあるのですか。

○政府委員(川上爲治君) 七百円をど  
こで幾ら負担させるかということは、  
私の方では別にしておりません。こ  
れは先ほど申し上げましたように、  
特約店の方も、元充り業者も、精製業  
者も一緒に話し合いをいたしまして、  
そしてこれはいろんな取引の従来の関  
係もあるので、両方でよく相談し合つ  
た上で、そして全体の、最終末端價格  
が七百円程度下るようになつて、元充り業者  
非常に重荷がかかるつて、元充り業者、  
精製会社の方ではほとんど負担しない  
で、特約店の方へ相当荷がかかつてお  
るといふようなことも最近は聞々聞い  
ておりますし、また、じゃ七百円とい  
うものを幾らずつ負担するかといふこ  
とについても、何ら話し合いがついて  
おりませんので、私の方で、早急にこれ  
は話がつかなければ、元充り業者、あ  
るいはその精製業者が幾ら負担する  
か、それからすなわち特約店が幾ら負  
担するということは、一つ私の方でき

めてやろうというふうに考えております。ただ、これはどこまでも行政指導でありますので、なまなかその通りうまくいかないことがあります。だからということも、現在の段階におきましてはむずかしいことでありますけれども、私は少くともこの法律が通りまして、今国会の承認のもとに第六条の規定を発動するということであれば、相当私はきき目があるのじゃないかというふうに考えるわけであります。

○河野謙三君 いまだに話し合いがつかない、話がつかない間にだれが迷惑するか、話がつかないということは、業者は今までの値で売るということなんですよ。政府だけがいい気持で七百円下げるとか、八百円下げるとかといつても、話がつかない間は、七百円高い油を使わなくちゃならない。話がつかないということは、消費者がそれだけ負けずべからざるもの負担しているということ、同時に、業界の中にといふことを今ちょっとあなたが触れられましたけれども、業界の中が一筋いやない。行政指導までやらなければならぬということは、要するに供給不足ということがありますから、この状況においては、端ほど弱いのは当りませんんですよ。この状況においては、五分と五分で主張ができるのです。でありますから、あなたが業界にまかせるということは、何か民主主義の権利を侵害するのですよ。そういうそしりを現が、これは逆に言うと、あなたの方があなたは受けている。これはすみやかにおやりにならなければいけませんよ。

○政府委員(川上爲治君) 今河野先生がおっしゃいましたことは、私も十分最近は感じております。でありますから、この問題につきましては、早急に中に入りまして、まとめたいというふうに考えております。

○河野謙三君 最後に一つだけ……。今度の全漁連の措置については、全漁連に引き続き、販売業者にも同様の措置をとるべき考慮しておる、こういうことになりましたが、これは時間の問題を伺うのですが、大体いつごろまでにきまりますか。それから今度のよろくな需給者に外貨を割り当てるという措置は、これは今回一回きりと考えていののですか、それとも将来ともこれは前例として引き継ぎやられるのであるか、これをお伺いしたい。

○政府委員(川上爲治君) 私は特約店組合に対しましても全漁連と同じようない措置をとることを言つたわけではありませんが、しかしこの全漁連を通してやるような、何かそういう方法と同じような方法はないものかということを検討いたしました、そこで決してこの際特約店組合の方が非常な片手落ちで、そして何か非常に問題を残すというようなことがないような調整方法を、一つ講じたいということを申し上げたわけでございます。それから、なお今回の措置は、全漁連そのものに外貨を割り当てたわけではございません。これはあくまでも輸入業者に対しまして外貨を割り当てて、割り当てた外貨を全漁連の方へ、年間十萬キロリットターでございますが、これを全漁連を通して販売していくといふわけでございます。それからなお、じや、ほかのいろんな業種について、

同じようなそないう一種のひもつき外貨と申しますかひもつき配給と申しますか、そないうよな措置をとるかという問題については、私の方としましては、先ほども再々申し上げましたように、ほかの産業については全然やる意思はございません。

○河野謙三君 私は今質問を終らうと思いましたが、あなたのお話が送戻りして、特約店ですか、販売店ですか、その方については、それと同じものをやるとは考えないけれども、何か今考究中だと、こういうよなことで、ぱくとしているのですが、それでは官房長に伺いますが、それはこの次の機会に伺います。通産行政のうちの中小企業と対策としてそれでいいですか。これがあえて、今答えを求めません。油だけの問題じやないんです、これは……。

あなたの方でかかえている中小企業というの、そないう問題に一々ぶつかってくるのです。大資本と、中小企業の間に、同じ通産行政の中で、一々衝突するのです。現に衝突しているのです。これははつきり通産行政の中で、中小企業対策として、こないうものを確立してもらわなければならぬ。われわれに確約してもらわなければいかぬ。これは単に油だけのことを言うのじゃない。たとえば私が少しく詳しいとうねぼれているのだが、肥料でもそうであります。が、金購連が今や六割以上きている。商業者はさらにこれは圧縮されようとしている。全購連が伸びる事がある、農民が必ずしも得になるわけじゃない。全購連のやはリシェアと害というのは、農民がかかるのです。

これは商人系統と全購連系統協同組合、これが相々牽制するといつての限界がある。政策的に中小企業を守るということ以外に、大きな目で政策的にこれらの中小企業と大資本、中小企業と全購連、いろいろものをどこで線を引くかということは、あなたの方まで線が引いてあるはずなんです。線が引いてあるなら、それによつて一つお示し願いたいと思う。今の油の問題を全漁連に割り当てた、これはもう一週間前に発表になつて、しかもいろいろなきさつはみんな知つてゐる。全漁連の方は圧力に押されて、仕方がないからやつた、中小企業の方はまだ話がついてない。十日待てばいいのか、一週間待てばいいのかといふと、期日の問題じやなくて、その方策されもない。こういったようなことで、官房長いいんですか、一体……。

○政府委員(岩武照彦君) 中小企業の中でも、流通面の問題は、これは戦前

にも反産運動といらうよなところで、協同組合系統の購買あるいは販売面に

対する進出と、商人系の問題が非常に起つたことは、これは私自身も実は覚えているわけであります。いろいろ考

えますと、実は協同組合、ことに農業協同組合の系統の全国組織、ある

いはまたその中間段階のところでござりますか、配給業者といふように見るべきものか、なかなか、いろいろ理屈はあるようと思つております。実はそ

れがいろいろ農業組合系統の配給機関が伸びているゆえんでもあり、また國

の保護を受けているゆえんでもあるかと思いますが、われわれがざつこばらんに申しますと、何かその点は心の中にあります。御指摘の肥料なんか、今まで味気ないようふうに感ずるわけなんですが、まず線が引いてあるはずなんです。線が引いてあるなら、それによつて一端下へ行くに従つて商人系が圧倒されると、逆に販賣面もおそらくそういうことがあるだらうと思います。将来の米の問題なんかにつきましても、そろ

う問題は相当問題だらうと思います。また中小商業者の問題は、都市の問題につきましても、生活協同組合等

からの挾撃もあるわけでございます。

実はそういう点をどううふうな考え方で整理し、まあ小業者を守るかとい

う問題は、実はわれわれいろいろ検討しておりますが、どうもなかなか商業種業種で事態も違いますし、非常に困つた問題だと思っております。こ

とに協同組合理念なるものが要するに商

人は中間マージンをまあいろいろ部

分でとつておるのだといふうな点か

になるかと思つております。

○河野謙三君 私は豊田さんにあとバ

トンを譲りますが、ただ私が今日申し上

げていることは、中小企業対策ではある

が、究極の目的は中小企業の育成をし

ておかぬと消費者がみんなぶるので

すよ。全漁連といふども農協といふども

商人といふどもみんな人間がやつて

いる、必ず一方に勢力が片寄ればそこに独

占の弊害といふものが出てくるのです。

それを牽制する意味においても、今の油

の場合も商人系統のことを考えておか

れがそういう協同組合組織であるだけ

ある、こういふことも中小企業対策で

あるとともに、一番根本は消費者を守

るゆえんですよ。そういう意味合いか

ら言つておるので、この間中小企業の

中央会とか何とか、いろいろの法案が

出ましたが、ああいうものを幾ら作つ

ざいまして、なかなか、協同組合組織

では小業者はなかなか組織化し強力にあとは専門家の豊田さんに譲ります。

あとは専門家の豊田さんに譲ります。

ならぬという問題もございます。実は

そういう分界の問題、組織の問題等につきまして、何といいますか、まあ目

下実は思いあぐねているというのが実情でございます。何かいい方法はない

かなと実は思つておるわけでございませんが、そういう油の問題も、先ほど申

し上げましたように特に別ワクというふうなことを考へましたゆえんは、そ

ういうふうな措置によりまして特約店

系統の扱いまする量が減らないように

という配意に出ておりますが、これもふうなことを考へましたゆえんは、そ

ういうふうな措置によりまして特約店

全に別ワクになりますて、特約店系統は被害はないわけでござります。これ

がそのワクの数量だけ漁村の油の需要がふえませんと、あるいは一部問題

になるかと思つております。

○豊田雅幸君 今のに閃連して一言だ

け政務次官にお伺い申し上げたいので

すが、希望も申し上げたいのであります。

末端に行くに従いまして、農業協同組

合の扱う面が多いようであります。油

も、どうもそららしいよりであります。

ございます。御指摘の肥料なんかも、

末端に行くに従いまして、農業協同組

&lt;

をお立て願わなければ重大問題になると思う。この点について政務次官の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(島村一郎君) ただいまの御意見はまことに重要な問題であろうと存じます。たとえば衆議院の方におきまして今百貨店法を審議いたしておられますけれども、あの問題が出て参りました理由には結局の問題は中小企業者をどうするか、これにはこういうものを出した方がよからうといふようなお考えのようあります。なるほどごもつともであります。その通り、わざとだだいまお話をような商業の面で申しますと、それらに対して生活協同組合の行き方も少し行き過ぎるのではないかというような理論もだいぶ出ております。私自身といたしましても、これはよほど考えなければならない、これは通産行政上から申しましても非常に重要な問題だと考えておりまます。それありますので他からいろいろお考えをいただく前に通産省といたしましてとくと考えなければならない問題と考えております。今後十分研究して参りたいと存じております。

○三輪貞治君 この重油の全漁連の割当その他ですね、いろいろあります。が、この燃料対策の総合的な面について多少今までのやり方が場当たり的な、朝令暮改的な提案の仕方も必ずしもないとは言えませんので、大臣をかかるべき機会に来てもらつて総合的な政府の燃料対策について聞きたいと思うのです。だからそういう機会に譲りまして、今日はこれくらいで終つていただきますようご提案いたします。

○海野三朗君 ちょっと最後に一言だけ聞きたいた。通産当局にお伺いしますが、ココムのワクを広げていただくこと全部まかしてしまつて、つまり外務省に半耳られておるような格好でしか見えない。通産省は通産省の立場から、こういう品物についてはもっとワクを広げてもらいたいというその努力をなさつた結果を私はお伺いしたい。

今までではこういう品物を、これをワクを広げてもらいたいという願書を出し

たがこれはだめであったとか、なんとかいう、その今日までのワクを広げる

ことについての御努力を、今日今おわ

かりにならなければその資料の御提出をお願いしておきたいと思います。

○政府委員(岩武照彦君) 承知いたしました。ただこれは今日までの努力と申しますのは、要するに言葉は悪いの

ですが、現在の中国、それから北鮮等に對します制限よりもっとつきつい制限があつたことは御承知の通りでござります。

第三条 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

○委員長(吉野信次君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君)

油若しくはガスを目的とする探査

権に抵当権を設定しようとするとき

は、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(社債の募集及び資金の借入)

第十二条 会社は、社債を募集し、

又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(社債発行限度の特例)

第十三条 会社は、商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額の二倍をこてはならない。

(一般担保)

第十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(探鉱費用の繰延)

第十五条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに支出した探鉱の費用を貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合には、会社は、その成立後十五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎営業年度その一部を消却しなければならない。

(利益配当の制限)

第十六条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十七条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十八条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十九条 通商産業大臣は、第一條第三項、第八条から第十一条までの決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。(の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(報告及び検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、会社からその業務若

しくは経理の状況に関する報告を

する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいを収受し、又はその要請若しくは約束をしたときは、三年以下以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をして、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第十二条第一項の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれららの書類を提出したとき。

4 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

5 第十条第二項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は探査権に抵当権を設定したとき。

6 第十一条の規定に違反して、設立委員が第四項の規定により作成する定款に政府が出資する帝國石油株式会社の株式の価格を記載したときは、その価格は、定款の作成の日前一月の平均価格としなければならない。

7 設立委員は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 第十八条第二項の規定による命令に違反したとき。

9 第二十二条 前条第一項のわいを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 第二十三条 第二十条第一項の規定による報告をし、又は同項の規定によつて、その報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

附 则

第二十四条 次の各号の一に該当す

る場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関する発起人の職務を行わせる。

3 政府は、会社の設立に際し、その所有する帝國石油株式会社の株式をもつて会社に対する出資の目的とすることができる。

4 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

5 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

6 設立委員が第四項の規定により作成する定款に政府が出資する帝國石油株式会社の株式の価格を記載するときは、その価格は、定款の作成の日前一月の平均価格としなければならない。

7 設立委員は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

9 商法第一百六十七条、第一百八十一

条及び第一百八十五条の規定は、会社の設立について適用しない。

10 第三条の規定は、この法律の施

行の際現にその商号中に石油資源開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の





4 森林法の一部を次のように改正する。

五百九十二条第三項中「又は採石業」を「、採石業又は砂利採取業」に改める。

5 農地法の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「又は採石業者」を「、採石業者又は砂利採取業者」に改める。